

特別会員（配偶者）加入等申込書				退職時の 所属所名	北海道 市町村立 学校
セカンドライフ支援金・積立還付金請求書（充当用）					
退職時の現職会員番号（職員番号） 右づめで記入		加入年月日		令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
<input type="text"/>		[退職日の翌日を記入してください。]			
フリガナ	姓	名	性別	生年	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
会員氏名			男・女	月日	
退職後の住所	〒 <input type="text"/> - <input type="text"/> フリガナ				
	北海道 都府県 アパート マンション名				
自宅等の電話番号	<input type="text"/>				左づめで市外局番から「-（ハイフン）」を入れて記入
給付金等受領のための登録口座（会員名義）	1 口座振込（普通預貯金口座）				
	金融機関コード	金融機関名	店舗コード	本・支店名	口座番号（右づめ）
		銀行 金庫		本店 支店	<input type="text"/>
※ ゆうちょ銀行を指定する場合は、記号番号も記入してください。 (記号 <input type="text"/> - 番号 <input type="text"/>)					
参加する事業と加入資金いずれかに○印	1 医療費給付事業 及び 生きがい事業			2 生きがい事業のみ	
	医療費給付事業拠出金 1人 24万円 生きがい事業拠出金 1人 8万円 計 1人 32万円			生きがい事業拠出金 1人 8万円 (注意)後日、医療費給付事業を追加することはできません。	
配偶者がいる場合に記入	配偶者について いずれかに○印				
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 互助会の現職会員 → ・ 互助会の特別会員 → ・ その他 → 		配偶者の会員番号	配偶者の氏名	
		配偶者の事業参加を (いずれかに○印)		1 希望する	2 希望しない
<p>配偶者の事業参加を希望する場合は、配偶者の氏名等を記入してください。配偶者は会員と同時に加入で、特別会員と同じ事業が対象となり、配偶者分の拠出金も必要になります。 (退職時の配偶者は、会員と同時に加入できません。)</p>					
配偶者	フリガナ	姓	名	性別	生年
				男・女	昭和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日
				平成 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
退職時の扶養認定状況 いずれかに○印	被扶養者		添付書類は不要で、加入等申込書(以下「申込書」という。)のみ提出してください。(扶養認定状況が確認できない場合は、下記の「被扶養者ではない」場合の書類を求めることがあります。)		
	被扶養者ではない		会員との関係が確認できる交付から3か月以内の戸籍謄本又は住民票(続柄の記載があるもの)をこの申込書に添付して提出してください。		
*	現職会員死亡時に被扶養者として認定されていた配偶者の方は、右の欄にその死亡年月日を記入してください。			現職会員死亡年月日	
				令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日	
セカンドライフ支援金及び積立還付金を請求します。これらの給付金は、参加希望した特別会員の事業の拠出金に、また、配偶者の事業参加を希望した場合は、配偶者分の拠出金にも充当してください。(※1)					
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日					
一般財団法人北海道公立学校教職員互助会理事長 様					
氏名					印

この申込書の提出期限は退職日の翌日から2か月です。

※1 充当後、不足額がある場合は、払込みいただきます。

給付合算	支外1	支部コード	市町村コード	特別会員番号
(加入)	人			



注 意 事 項

この加入等申込書は、現職会員が退会時に受けることのできるセカンドライフ支援金及び積立還付金の請求書を兼ねています。請求されたセカンドライフ支援金及び積立還付金は、特別会員制度に加入するための拠出金に充当されます。充当後、過不足が生じた場合は、超過額については、給付金等受領のための登録口座に送金します。不足額については、所定の納付書により納入していただくことになります。

退職後2か月を過ぎると特別会員制度に加入できませんので注意してください。

1 加入等の資格

- ①退職時に40歳以上である現職会員
 - ②①の配偶者（現職会員である者を除く）
 - ③40歳以上で現職会員が死亡退職した場合は、被扶養者の認定を受けていた配偶者
- *②、③のいずれかに該当する配偶者の方は、認定配偶者として事業に参加することができます。

2 記入方法等

- ①加入年月日は、退職日の翌日を記入してください。
- ②電話番号は左づめで市外局番から「-（ハイフン）」を入れて記入してください。
（例）自宅の場合

0	1	1	-	2	7	1	-	5	2	2	5
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

 携帯の場合

0	9	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0	0
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---
- ③給付金等受領のための登録口座は、**漁協以外の金融機関を指定することができます。**
本人名義（現職会員の死亡による配偶者のお申込みの場合は、配偶者名義）の普通預金口座を記入してください。
ゆうちょ銀行を指定する場合は、通帳記載の「振込用」の店名（漢数字）・口座番号を記入してください。また、登録口座欄下段の（ ）に記号番号も記入してください。
- ④参加する事業と加入資金は、1又は2のいずれかを選択してください。（後日、選択した事業を変更することはできません。）
事業参加を希望する配偶者は会員と同時加入で、特別会員と同じ事業が対象となり、配偶者分の拠出金も必要になります。（上記「1 加入等の資格」の③の配偶者は1人分の拠出金）
退職時の配偶者は、会員の退職と同時にお申込みください。（後日、加入することはできません。）

3 添付書類

退職時の配偶者が被扶養者の認定を受けていない場合は、会員との関係が確認できる交付から3か月以内の戸籍謄本又は住民票（続柄の記載があるもの）を添付してください。
なお、**退職時の配偶者が被扶養者の認定を受けている場合は**添付書類は必要ありませんが、本会が扶養認定状況を確認できない場合は、上記と同じ添付書類を求めることがあります。

個人情報の保護について

本会の保有する特別会員及び配偶者の個人情報（以下「特別会員等情報」といいます。）の利用目的及び第三者提供の取扱いは、次のとおりです。

1 特別会員等情報の利用目的

- ①加入条件の審査並びに関係拠出金の請求、収納及び領収書の発行
- ②事業実施のための審査及び関係機関への照会
- ③諸給付及び補助金の送金業務
- ④事業の統計及び分析
- ⑤特別会員支部活動の推進
- ⑥特別会員等への通知等及び広報誌、事業関係様式等の送付
- ⑦特別会員等からの照会、要望等に対する応対

2 特別会員等情報の第三者への提供

ご提供いただいた個人情報を、「本人の同意がある場合」又は「法令等で要求された場合」を除き、第三者に開示・提供することはありません。

ただし、特別会員事業等の正当な利用目的の範囲内において、特別会員等の個人情報に関する秘密保持契約を締結した事業者に業務委託する場合があります。

この場合、当該業務受託者における個人情報の取扱いについては、本会が管理・監督します。